

羽秘収第 702 号
平成30年 1月24日

公益社団法人 行田法人会
会 長 鈴木 秀 憲 様
羽生支部長 斎 藤 哲 也 様

羽生市長 河 田 晃 明



平成30年度税制改正に関する提言について（回答）

日頃より、市政について御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、貴団体より提出いただきました標記提言につきまして、別紙のとおり回答
いたします。

平成30年度税制改正に関する提言（重点項目・羽生市用）に対する回答

1. 地方のあり方

【提言内容】

地方の活性化には、国と地方役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上や東京一極集中の是正を図ることなどを目指しているが、それには地方がそれぞれの特色と強みを生かし、新たな技術やビジネス手法を開発することが何より求められよう。その戦略構築には地域の産業実態に通じた民間の知恵・工夫の結集が欠かせない。

なお、地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

【回答】

本市の人口は、東京圏にありながらも平成12年をピークに減少に転じており、今後もこの傾向は続く見込みであります。

この人口減少を放置することは、地域経済を縮小させ、この地域経済の縮小が更なる人口減少を招くこととなり、結果として都市経営崩壊の悪循環に陥ることが懸念されています。

したがって、この現状をどのように受け止めて、どのように戦略を組むのかが、地方に課せられた地方創生の本質と考えております。

そこで、本市では人口減少の克服と地域経済活性化、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すため、「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

移住促進や企業誘致など、自治体間の競争の激化が予想される中で、各自治体が各々の特長や利点を生かしつつ、地方への新しいひとの流れをつくることが、これからの地方に求められる姿勢として受け止めております。

（企画課）

2. 行政改革の徹底

【提言内容】

財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、消費税引き上げは不可欠である。しかし、造成が国民に痛みを求める者であることも事実である。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があったのはこのためであり、改めてこうした経緯を想起する必要がある。行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

【回 答】

本市では、昭和60年度に第1次行政改革大綱を策定して以来、5次にわたり計画的に行政改革を実施し、持続可能な行政運営の実現に向けて一定の効果をあげてまいりました。

この間、市民の価値観の多様化や少子高齢化対策に伴う扶助費の増加など、市民ニーズは増大する傾向にある一方で、勤労者数の減少や個人所得の低迷、土地・住宅ニーズの低下など、税収の増加は難しい状況にあります。

財政状況の厳しさに対応しつつ市民サービスの向上を実現するためには、更なる行政改革が必要です。

そこで、第5次行政改革大綱を刷新し、平成30年度から第6次行政改革を実行してまいります。

行政改革により、自らを律する姿勢を決意表明し、その確実な実行を徹底しながら健全な行政運営を推し進めてまいります。

(企画課)

3. 地方税関係

【提言内容】

固定資産税は、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- ④ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価額体制は一元化すべきである。

【回 答】

固定資産の評価については、地方税法第388条の規定により総務大臣が定めて告示した「固定資産評価基準」に基づき、実施しております。

その評価額を基に算定した課税標準額に、固定資産税は地方税法第350条に規定された標準税率（1.4%）を基に条例で定めた税率（1.4%）を乗じ、都市計画税は地方税法第702条の4に規定された制限税率（0.3%）を基に条例で定めた税率（0.3%）を乗じて税額を算定し、地方税法第364条の規定に基づき税額等を記載した納税通知書と課税される資産の内訳書である課税明細書を各納税者に送付しております。

したがって、上記①②③の評価方法及び課税方法の抜本的見直しにつきましては、法律及び評価基準等の改正が必要になります。

また、上記④につきましては評価方法の違いはあるとは言え、地価公示や相続税評価との価格調整は図っており、評価体制の一元化は納税者の負担増にも繋がる恐れがあるため、現状の評価体制が適当と思われま

す。税の信頼性を高めるため、今後も納税者への情報開示を推進するとともに、課税誤りを防止するための事務の点検及び検証、固定資産税担当職員の専門知識及び能力の向上など、納税者の信頼の確保に努めてまいります。

(税務課)